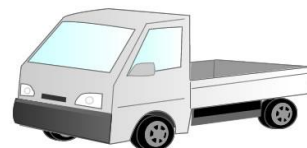


除雪機運搬用車両及び除雪機の 購入に対する助成事業を実施します！

昭和村社会福祉協議会では、除雪支援事業における支援者を確保するため、除雪機運搬用車両（「車両」※1）及び除雪機（「機械」※2）の購入に対して、下記の通り助成事業を実施いたします。なお、詳しい内容などのお問い合わせは、昭和村社会福祉協議会 事務担当へご連絡ください。



記



1. 助成額及び助成件数

助成額は、車両及び機械の購入価格の 3 分の 1 に相当する額（上限 50 万円まで）。

令和元年度の助成件数は、4 件程度を予定しています。

2. 申請対象者

昭和村社会福祉協議会で実施する除雪支援事業の除雪作業員（非常勤職員）として登録できる方

3. 申請書及び添付書類

社会福祉協議会へご連絡ください。

4. 申請期限

令和元年 8 月 15 日まで

事前に本助成事業の対象となるかどうかについて、審査をさせていただきます。

5. 審査結果通知

令和元年 8 月末頃までに可否について通知いたします。

6. 助成車両及び機械の管理期間

助成車両及び機械の管理期間は 5 年となります。登録活動期間が 5 年に満たない場合は、原則助成金の一部または全額の返還をお願いする場合があります。

（※1）「除雪機運搬車両（車両）」：所有されている除雪機を積載しても過積載とならない車両（軽貨物車は除きます）であること。

（※2）「除雪機（機械）」：作業効率を考慮し、最大出力が 20 馬力以上であること。

（事務担当：昭和村社会福祉協議会 五十嵐 電話 57-2655）